

参事に関する規程

一般社団法人粉体工学会

(総 則)

1. 一般社団法人粉体工学会 (以下「本会」という) の目的の達成及び事業の発展のため、本会に参事をおく。

(参事の役割)

2. 参事は理事会及び評議員会に招集され、必要に応じて意見を述べることができる。

(参事の選任)

3. 会長及び副会長経験者を参事とする。
4. 重任を妨げないが、会長または副会長の退任後 10 年以内を限度とする。

(その他)

5. 参事の理事会及び評議員会への出席のための旅費は、旅費支給に関する覚書により支給する。
6. 本会の前身である粉体工学会における参事の就任年数は加算される。

(附 則)

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

(付 記)

2018年2月17日 制定 (理事会承認)